京都市告示第493号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成29年1月5日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延長	敷地の幅員
		八幡木 転車道 同区納所町310番地地先まで	伏見区納所中河原6番地の1地先から		旧	メートル 175. 20	メートル 3.00 ~ 3.40
			也先まで	新	175. 20	$2.87 \sim 6.32$	

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延長	敷地の幅員
	斉経1	13 号	東山区巽町424番地の10地先内	旧	メートル 11.00	メートル 4.25 ~ 5.80	
線					新	11. 00	$5.91 \sim 6.01$
有済線	斉緯:	2 号	東山区巽町424番地の10地先内	旧	43. 20	$2.95 \sim 3.05$	
				->1o>E>E	新	43. 20	$5.98 \sim 6.56$

千本通	伏見区納所中河原6番地の1地先から		172. 90	$3.90 \sim 5.00$
平地	同区納所町622番地地先まで	新	175. 90	4. 09 ~ 4. 87

(建設局土木管理部道路明示課)